



平成27年5月19日

各位

上場会社名 センコー株式会社
代表者名 代表取締役社長 福田 泰久
(コード番号 9069 東証一部)
問合せ先 総務部長 竹谷 聡
(TEL. 06-6440-5155)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成27年6月26日開催予定の第98回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 今後の事業の拡大・多様化に備えるため、現行定款第2条に事業目的を追加するものであります。
- (2) 平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)により、責任限定契約を締結できる会社役員が変更されましたので、新たに責任限定契約を締結できる業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるように、当社定款第28条(取締役の責任免除)及び第37条(監査役の責任免除)の規定を変更するものであります。
なお、定款第28条の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
(1)	(1)
～ (省略)	～ (現行どおり)
(16)	(16)
(新設)	<u>(17) コンサルティング事業</u>
<u>(17)</u>	<u>(18)</u>
～ (省略)	～ (現行どおり)
<u>(31)</u>	<u>(32)</u>
(新設)	<u>(33) 有価証券等の取得、保有および処分</u>
(新設)	<u>(34) 投資運用業</u>

<p>(新 設)</p> <p><u>(32)</u> (省 略)</p> <p>(取締役の責任免除) 第28条 (省 略) 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外</u>取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>(監査役の責任免除) 第37条 (省 略) 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外</u>監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p><u>(35) 特定目的会社、特別目的会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に定める会社）および不動産投資信託に対する出資ならびに出資持分の売買、仲介および管理</u></p> <p><u>(36)</u> (現行どおり)</p> <p>(取締役の責任免除) 第28条 (現行どおり) 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役<u>（業務執行取締役等である者を除く。）</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>(監査役の責任免除) 第37条 (現行どおり) 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
---	--

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成27年6月26日

定款変更の効力発生日 平成27年6月26日

以 上